

日本型産業的シティズンシップの帰趨

亀山俊朗

『中京大学現代社会学部紀要』 第8巻 第2号 抜刷

2015年2月 PP. 173~196

日本型産業的シティズンシップの帰趨

亀 山 俊 朗

1 グローバルな不平等とナショナルな不平等

日本社会における格差や貧困の広がりや問題となつて久しい。各国内での不平等とともに、グローバルな格差もまた、民族や宗教間の紛争を伴い新たな局面を迎えている。冷戦終結後の時代を背景に、ナショナルな不平等とグローバルな不平等が、いずれもあらためて問題になっている。本稿のねらいは、別個の問題と考えられがちな両者に共通する構造を明らかにすることにある。そのためにシティズンシップ、とりわけ日本型産業的シティズンシップを、自由市場という「擬制」を支える諸権利とともに考察していきたい。

これまでの社会科学は、国内問題と国際問題を別次元のものとして扱う傾向があつた。社会の外延は国民国家のそれとほぼ等しいと考えてきたのである。U. ベックはこれを、方法論的なナショナリズムであるとして批判している。ナショナルな統計にもとづき、ナショナルな不平等ばかりを分析し、グローバルな不平等に無関心だというのが、社会科学は、国内的な「小さな不平等」を重視するあまり、グローバルな「大きな不平等」を結果的に正当化してきたとベックは言う (Beck 2003)。

ぎゃくに、あるいは同時に、グローバルな不平等を背景に国内的な不平等を軽視する傾向もある。絶対的貧困と相対的貧困は半ば意識的に混同される。とくに日本のような急速に産業化を遂げた国の現状は、絶対的貧困

が広範かつ恒常的に存在した前世代と比較すれば、明らかに豊かである。とりわけ高度成長期以降の社会は、少なくとも餓死するような心配はない「豊かな」社会だと認識されやすい。前世代の社会は貧困に満ちていた。あるいは周辺のアジア諸国やサハラ以南のアフリカには、生死に関わるような貧困がある。それに対して私たちの社会は、様々な問題をはらむにせよ明らかな貧困は克服した、という認識である。伝統的に貧困を主要な課題としてきた社会福祉学分野ですら、1970年代には貧困は過去のもので、高齢化など新たな問題に取り組むべきだ、という傾向が支配的になったという（岩田 2007）。長期の景気低迷期にあっても日本はまだ豊かで、絶対的な貧困があると言い難い。だから問題はそれほど深刻ではない。こうした認識は今日でも広範にみられる。

確かに絶対的な貧困をはらむグローバルな不平等は存在する。国家間の不均等は是正されてしかるべきだろう。しかしそれは国家内の不平等を是認する理由にはならないし、民主的な政体を持つ豊かな国の内部に著しい格差や貧困がある場合、貧しい国や地域への財の移転は、国内的な支持を得にくいだろう。豊かな国で経済が低迷したり不平等が拡大したりすれば、官民間問わず国外支援のための資源は乏しくなる。豊かな国において、他の国や地域の絶対的な貧困の存在を言挙げし、自国内の相対的貧困を否認する（例えば生活保護受給者が絶対的貧困者ではなく「贅沢」であるといった主張をする）論者が、では貧しい国や地域への資源の移転に積極的かと言えば、そうではないだろう。むしろ私たちは、国家間の、あるいはグローバルな不平等と、国内の不平等には相似する構造があること、したがって共通する課題があることを認識する必要がある。

その構造を明らかにするために、本稿ではシティズンシップ概念に注目する。普遍的な人権を特定のコミュニティの成員の具体的な権利として実現する枠組みとなるのがシティズンシップである。シティズンシップのコミュニティとして、近代では国民国家が想定されてきたが、産業的シティズンシップというサブカテゴリーもある。企業の正社員であることで最低

生活の保障がなされる日本では、この産業的シティズンシップが独特の形態で発展したが、これが機能不全に陥り非正規雇用の増大などによる格差や貧困の問題を生んでいる。これは、福祉国家の変容と同様、グローバルな市場の圧力という共通の背景を持つ。グローバル化のもと、どのようなシティズンシップのあり方が、すなわち格差や貧困の克服の方向性があるのかが、本稿の関心事である。

本稿が問題にする現状を簡単に確認しておこう。西欧や北米では1970年代以降長期の景気低迷のもと、失業や不安定就労の増加を経験した。低成長期を乗り越え「一人勝ち」したかにみえた日本でも、1990年代以降、同様の状況が現れる。1990年代末から広がった格差社会論（橋本1998など）には、現状の統計に表れている経済格差は低所得になる高齢世帯の増加によるものだという反論（大竹2005）があったが、若年層に非正規雇用が広がり今後格差が増大するとの懸念は、ほとんどの論者が共有している。2000年代には「ワーキングプア」が一種の流行語になり、相対的な格差にとどまらない、ほとんど19世紀的とすら言える貧困の広がりが懸念されるようになった。

19世紀から20世紀にかけて、急速な都市化と貧困の広がりに対応する社会政策の必要、国民国家間の争いの総力戦化などを背景に、各国は「大きな政府」を持つようになり、場合によっては社会主義化した。第二次世界大戦後に、多くの産業諸国は急速な経済成長期を迎えた。発展する「東側」の社会主義陣営への対抗もあり、資本主義陣営である「西側」諸国でも社会的権利の保障や完全雇用をうたう福祉国家政策が進められた。

しかし1970年代には石油ショックなどを契機に経済成長は世界的に停滞し、その対応として福祉国家を批判する新自由主義政策が各国に広がる。1980年代末から90年代にかけて旧ソ連や東欧の社会主義政権は崩壊し、中国は急速に市場経済を導入、グローバル化と呼ばれる時代に入る。この時期、西欧や北米の諸国の失業率は高止まりしたが、日本は低成長と言いつつも経済成長を続ける。1980年代末から90年代のいわゆるバブ

ル景気以降の経済停滞期においても、西欧や北米の諸国に比べれば、日本の失業率はいまだ低水準ではあった。しかし雇用の非正規化が進み、2000年代以降、相対的貧困率や「子供の貧困」率については、諸外国以上に問題は深刻化しつつある（橘木・浦川 2006, 阿部 2008 など）。

とくに、フリーターの増加など若年層における問題が広がっている。その背景には、「長期雇用制度（終身雇用制度）」「年功賃金制度（年功序列制度）」「企業別組合」の三つを特徴とする、日本型雇用システムがあった（濱口 2009）。経済的なリスクは社会全体に等しくのしかかるわけではなく、その社会で脆弱な層に集中する（エスピン・アンデルセン・レジニ編 2004）。若年者は女性や障害者、民族的マイノリティなどとともに脆弱な層であり、失業率や不安定性はどの国でも高くなりがちだ。しかし、特に日本の場合はその雇用システムの特徴により、若年期にいったん非正規雇用になると正規雇用に就くことはすこぶる難しい。新卒一括採用と呼ばれる就職形態が支配的で、新卒時に正規雇用に就けないと、ずっと非正規雇用で働くことになってしまうのだ。このことが将来への懸念を増大させている。

また、非正規雇用や失業状態にあると、日本ではたちまち生活困窮に追い込まれる。その背景には、日本の社会的権利の手薄さがある。西欧諸国では社会的シティズンシップとして公共住宅や失業扶助などの普遍的な社会的権利が相対的に充実しているが、日本の場合それらは正規雇用者（正社員）の地位身分に付随する場合が多い。公共住宅ではない、「社員寮」「社宅」といった制度は、その典型である。

問題の深刻さは、「ワーキングプア」に続き 2000 年代に流行語化した「ネットカフェ難民」（水島 2007）と呼ばれる事象をみてもわかる。ネットカフェに寝泊りする彼らの多くは、「派遣切り」や「リストラ」により、仕事を失った人々である。そうすると、会社の寮や家賃のかかる住居を出て行かなければならない。仕事を失うと、住まいから何から、すなわち最低限度の生活を送る社会的権利を根こそぎ失ってしまうのだ。日本的雇用

システムでは労働組合も正社員中心の企業別組合が主流であることから、非正規雇用者や失業者の問題をすくい上げる組織も乏しい。

ネットカフェ「難民」という呼称は、象徴的である。難民は、住まう国を追われ、それに伴い生きていくのに必要な諸権利を失った人々である。自身も第二次世界大戦中にドイツからアメリカに亡命したH. アーレントが指摘するように、基本的人権はそれを保障する枠組み（近代以降の世界では国民国家）がないもとでは、すなわちシティズンシップを欠いては、空証文に過ぎない（木前 2011）。ネットカフェ「難民」は、後述する国内問題と国際問題の構造の相似性を端的にあらわしているのだ。

日本ではこれまで、国民の諸権利を問題にする場合に、シティズンシップよりも人権のほうが頻繁に用いられてきた。そもそも、シティズンシップの代表的な訳語である市民権と人権の異同が、日本語では明確ではない。そのことは、多くの国語辞書の「市民権」の項目に、同義語として「人権」があげられていることからわかる。それに対して、例えばアメリカ合衆国では、国内的な実定法上の権利は、自然法的なニュアンスが色濃い human rights(人権)ではなく、civil rights(市民的権利。シティズンシップの諸権利に含まれる)などの言葉であらわされる（樋口 1996： 13-15）。アメリカ国籍が American citizenship とあらわされるように、国民の諸権利はシティズンシップにもとづくものであるという認識があるのだ。

シティズンシップの諸権利は人権の理念を具体化する形で近代国家において発達したのだが、近代的シティズンシップが形成されて以降の19世紀末に権利概念を導入した日本においては、人権とシティズンシップの区別が明確になってこなかった。とくに第二次世界大戦後の日本においては、日本国憲法が基本的人権の保障を眼目としていたため、人権は様々な権利の請求を正当化する規範的な概念であると同時に、実定法的なものとしても存在してきた（樋口 1996： 31-33）。

しかし、憲法の保障する基本的人権といえども、必ずしも普遍的なものではなく、ある範囲、ある時代の市民の地位身分と結びついたものである

ことは、近年理論的にだけでなく経験上もますます明白になっている。日本において格差や貧困、あるいは排外主義的な傾向が問題になっている事態と、国家間の経済格差の拡大、それにともなう移民の増加、民族紛争の再燃といった諸問題は不可分である。そのことは、シティズンシップという概念を用いるとよりはっきりするだろう（岡野 2003: 9-10）。

日本においては、国家だけでなく企業福祉が大きな役割を果たすことにより独特の産業的シティズンシップが形成され、多くの人々の生活が保障されてきた。その変容を、グローバル化が進む現状とあわせて、近代の自由主義的シティズンシップの歴史を踏まえた一貫した視点で考察する必要がある。それは T.H. マーシャルに代表される主流派によるシティズンシップの発達史を再検討することでもある。次節ではマーシャルとともに K. ポラニーを参照しながら、その再検討を試みたい。

2 自由市場と産業的シティズンシップ

さきに、本稿では日本型産業的シティズンシップ概念にもとづき、昨今の格差や貧困の問題を検討する旨を述べた。しかし、日本におけるシティズンシップ概念への関心の薄さを背景に、日本型産業的シティズンシップとは何かはこれまで明確にされてこなかった。その定義のために、まずは産業的シティズンシップの通説的な説明を振り返りたい。

シティズンシップの定義としてもっともよく参照されるのは、T.H. マーシャルが第二次世界大戦直後の講演をもとにした論文「シティズンシップと社会的階級」で述べたものだ。この論文によれば、シティズンシップとは、あるコミュニティの完全な成員に与えられた地位身分であり、その地位身分を持つ人々は、権利と義務において平等である（マーシャル・ボットモア 1993: 37）。マーシャルは、18 世紀に市民的要素（市民的権利。自由権や財産権など）が、19 世紀に政治的要素（政治的権利。参政権など）が、20 世紀に社会的要素（社会的権利。教育や福祉サービスを求め

る権利）が成立していったとしている。かつて自然権として構想されたにすぎなかった人権が、18世紀以降、国民国家の範囲内とはいえ普遍的な国民の権利として発達していったというのである。

マーシャルによれば産業的シティズンシップは、シティズンシップの市民的要素の副産物と位置づけられる。正当な契約を結ぶ権利は、市民的権利の重要な一部である。産業的シティズンシップは、その集団的な行使である団体交渉権を内容とする。労働者の参政権が制限されていた19世紀から20世紀にかけて、この産業的シティズンシップは、社会的権利の実質を獲得するための重要な手段となった（マーシャル・ポットモア1993: 55-56）。最低生活を送る賃金を得ることが、産業的シティズンシップの主要な内実となったのである。

しかし、マーシャルに言わせれば、政治的権利と社会的権利が確立された20世紀の福祉国家で、産業的シティズンシップにより最低生活の保障を求めることは、不適切である。「最低生活を送れるだけの賃金を社会的権利として受け入れているような社会において最低生活賃金のために交渉しなければならないなどというのは、投票権を政治的権利として受け入れている社会において投票権獲得のために争わなければならないのと同じくらいばかっている」（マーシャル・ポットモア1993: 87-88）。政治的権利によって最低限の生活水準を民主的に決定することができ、その水準が制度的に保障されているような社会では、確かにそうかもしれない。そして第二次世界大戦直後のこの論文の背景には、完全雇用と社会保障制度の充実を掲げる福祉国家政策の登場があった。当時はまた、「東側」で社会主義国の経済発展が進んでいる時期でもあった。労働者が参政権をまだ得ておらず、最低生活に関する合意もない時期ならいざ知らず、20世紀の福祉国家においては労働争議によって社会的権利を獲得しようとする必要はないだろう、というのがマーシャルの見解だった。

だが1970年代以降の景気後退、国家財政の危機を受け西欧や北米では新自由主義が支配的な政治勢力となった。やはり社会的権利の保障を主軸

とした社会主義体制は、旧ソ連や東欧では政権の瓦解、中国など東アジア諸国では市場経済の全面的な導入という形で、ほとんど崩壊した。その後のグローバル化や産業構造の転換の進展は、一国的な福祉国家政策の基盤を掘り崩している（亀山 2011）。

国家が主導する完全雇用政策が機能不全に陥り、労働市場の自由化が進むと、労働者の交渉力は弱くなる。そうになると、市民的権利の手段の行使たる団体交渉権を内容とする産業的シティズンシップは再び注目されなければならない。ただ、産業的シティズンシップを団体交渉権としてとらえることは、それが自由な市場の原理を侵すという批判につながりやすい。カルテルが自由競争を阻害するという論理と同じである。先にみたマーシャルの産業的シティズンシップに対する消極的な態度は、そうした批判と重なる。

だが、産業的シティズンシップを市民的権利の集合的行使としてのみみるべきかどうかには再考の余地がある。そのことを明らかにするために、T.H. マーシャル（1893 生 - 1981 没）と同時代を生きた K. ポラニー（1886 生 - 1964 没）の、「自由な労働市場」自体が擬制であるという主張を参照したい。これはすなわち、市民的権利が擬制にもとづくものであるという見解につながる。マーシャルは、それが擬制だと主張をしたわけではないが、市民的権利が生む矛盾に対して、社会的シティズンシップの発達を対置している。その点で、両者は問題意識を共有している。

自由市場、すなわち私有財産を正当かつ自由に交換できることの保障は、近代資本主義社会の基礎とみなしうる。この社会では、一介の労働者が（マルクスの術語を用いるならば）労働力商品を資本家（企業）に販売する場合でも、対等な個人対個人の取引として扱われる。そのためには、市民的権利の中核をなす人身の自由や私有財産の保障が必要となる。それを前提とすることで、労働者は労働力商品の所有者で、労働市場でそれを財産として賃金と交換するとみなすことができる。封建的な強制や奴隷的な扱いとしてではなく、自由な個人対個人の取引として、労働の提供は位

置つけられるのだ。18世紀の市民革命において市民的権利が保障されるようになる背景には、そうした自由な賃労働者を産業資本家たちが必要としたことがある。

しかし、ポラニーは自由市場の前提には無理があると指摘する。古典派経済学は経済が社会から切り離されることを展望し、政治家たちに自己調節的な経済市場の確立を求めた。しかし、その確立が達成されることは、歴史上ついになかった。それはなぜか。

決定的に重要な点は、以下のことである。すなわち、労働、土地、貨幣は生産の本源的な要素であって、他の商品と同様にそのための市場が形成されなければならない。実際これらの市場は、経済システムの絶対的に欠くことのできない部分を構成する。しかし、労働、土地、貨幣は、明らかに商品ではない。売買されるものはいかなるものであろうと、販売のために生産されたものでなければならないという公準は、労働、土地、貨幣についてはまったく当てはまらない。換言すれば、商品の経験的な定義からするとこれらは商品ではないのである。労働は、生活そのものの一部であるような人間活動の別名に他ならず、したがってそれは、販売のために生産されたものではなく、まったく違う理由で生み出されたものである。また、その活動を生活の他の部分から切り離したり、蓄積したり、転売したりすることもできない（ポラニー 2009: 125）。

ポラニーによれば、資本主義社会において商品とされているものには、市場で販売されることを目的として生産された本来の商品と、そうではない擬制商品（土地・労働・貨幣）がある。販売を見込んで作られた農作物や工業製品は本来の商品たりうる。それに対して、土地、労働、貨幣は、もともとそれ自体を販売するために存在したり、作られたりしたわけではない。これらを商品とみなすのは、擬制（fiction）であるというのだ。

「自己調節市場という考え方はまったくのユートピアであったというこ

と、これがわれわれの主張する命題である。このような制度は、社会の人間の実在と自然的実在を壊滅させることなしには、一瞬たりとも存在しえないであろう。それは、人間を物理的に破壊し、その環境を荒野に変えてしまうだろう」(ポラニー 2009: 6)。ポラニーが冒頭でこう述べる『大転換』の新版の「紹介」で F. ブロックが強調しているとおりに、ポラニーは(しばしば誤解されるように) 19 世紀における資本主義の台頭により経済が社会から切り離され、社会を支配するようになったと考えていたわけではない。そうではなくて、社会から切り離された経済市場が存在するのはそもそも不可能であり、それが存在するというのは擬制であると主張しているのである。

土地や労働力を私的に所有し、市場で交換できるものとみなすシティズンシップの市民的権利は、この擬制を前提としている。あるいは、18 世紀におけるシティズンシップの市民的権利の確立とは、こうした擬制の確立を意味していると言える。

自由主義者は、自己調節的な市場を自生的なものだと考え、それに対する人為的な干渉を害あるものとして批判する。自動調節的な市場の自然な発達を、人為的な社会主義や集産主義 (collectivism) が阻害しているというのだ。しかし、自由市場こそが近代国家による意図的な政策の産物であり、それへの抵抗のほうが自然発生的なものであったとポラニーは言う(ポラニー 2009: 255)。

マルクスをはじめとした社会主義者が強調するように、市民革命は私的所有権をはじめとするブルジョワ的な諸権利を正当化するための権力闘争の帰結であった。近代的な自由市場は、革命によって権力を掌握したブルジョワジーが、国民国家の枠内で普遍的な財産権や自由権、すなわち市民的権利を確立することによって生まれた。封建的な特権や制度は、それに伴う古い社会的権利とともに解体され、自由な労働者が生まれる。マーシャルもまた、近代的な市民的権利の確立を、それが従来村落共同体やギルドなどの社会的シティズンシップと対立し、古い社会的権利を圧倒し解体

していった歴史として描いていた。しかし、マーシャルの議論のポイントは、いったんは衰退した社会的シティズンシップが20世紀に復活するところにある。マーシャルやポラニーは、19世紀の社会主義者たちが経験しなかった、20世紀の大恐慌と総力戦の時代を目の当たりにする。自己調節的な市場という擬制に対抗する、社会的な多様な動きがあらわれる。それらは、時に反動的、時に革命的と呼ばれた。あるいは民族主義的であったり、国際主義に立脚するものだったりした。

自由主義者は、それらを批判し続けた。恐慌や二度の世界大戦、社会主義革命といった20世紀前半の大混乱は、自由市場の自明性を疑わせるに十分なはずだった。しかし、「自由放任の原理の擁護者は、その原理に帰せられたありとあらゆる困難の理由を、逆に原理を十分に適用しなかったせいであると論ずることができた」（ポラニー 2009: 258）。こうした論法は、21世紀の現代でも健在である。「労働組合・労働者諸政党と独占的製造業者・農業関係者との非神聖同盟^{アンホーリー・アライアンス}は、その近視眼的な貪欲さのゆえに、経済的自由を阻止せんとして共同戦線を張ってきたが、こうした同盟がなければ、今日の世界は、物質的な繁栄を創出するほとんど自動的なシステムの生み出す果実を享受することができたであろう」（ポラニー 2009: 259）と考える自由主義の指導者たちは、反自由主義の陰謀があるかのように主張する。「それらに共通するのは、ナショナリズムの勃興および社会主義の台頭を場面の転換における主役に仕立て上げることであり、また製造業者の団体や独占企業、あるいは農業関係者や労働組合を舞台の悪役にすることである」（ポラニー 2009: 260）。

しかし、こうした陰謀論には裏付けがないとポラニーは言う。「反自由主義の陰謀というのは、まったくのつくり話である。『集産主義的』な対抗運動が現れた形態の豊かな多様性は、利害をともしする人々の社会主義あるいはナショナリズムへの傾倒によるものではなく、ひとえに市場メカニズムの拡大によって影響を受ける主要な社会階層の幅の広さによるものであった」（ポラニー 2009: 261）。歴史的にみても、自由市場への対抗が

一元的なイデオロギーにもとづく運動や政策によって行われたのではないことは明かだ。例えばH. スペンサーが反自由主義の動きとして非難した事例のリストには、食物や飲料の監督、ガス作業の検査、読み書きができない少年の雇用の禁止、種痘の実施、地方政府の運賃決定の権限などが羅列されている。スペンサーはこれらを反自由主義的陣営の陰謀の証拠としてあげるのだが、その多様性からしても、これらは産業資本主義の発達による諸問題に、その時々にはいわば場当たりの対応したものと考えられる（ポラニー 2009: 261-262）。

産業的シティズンシップもまた、そうした「場当たりの」対応に起因するものだといえる。18世紀の国民国家によって市民的権利が保障されたということは、労働力を無理に商品にしようとしたことを意味する。マーシャルは、近代以前にあったコミュニティのシティズンシップには社会的要素があったことを強調していた。村落共同体やギルドの成員が社会的シティズンシップとして最低限の生活や報酬を保障されることは、しかし、自由な労働市場の原則に抵触する。そのため、18世紀に市民的権利が発達する一方で、ギルドの特権や救貧制度のような古い社会的シティズンシップは解体されていく。

その結果、西欧諸国では急速に産業化が進む一方、都市に失業者や貧困者があふれるようになる。売れない商品でも、供給側が価格を下げるなりして需要側の要求に応じれば販売できるというのが、自由市場の原理である。したがって労働力を商品と考えるならば、ミーゼスが言うように、労働者が「労働組合員として振る舞わず、要求を引き下げ、労働市場の要求に応じて居場所と職種を変えるならば、彼はやがては仕事を見つけることができるだろう」（ポラニー 2009: 315）。労働力が商品であるのならば、確かにミーゼスの言うとおりの「資本主義国における失業は、政府および労働組合双方の政策が、現行の労働生産性にふさわしくない賃金水準の維持を目指しているという事実によるものである」（ポラニー 2009: 316）。

しかし、生活できない水準まで賃金が下がるのならば、人は進んで働こ

うとはしない。通常の商品ならば、利益の出る水準の需要が見込めない場合、販売者は赤字覚悟でも在庫を売り払ったり、市場から撤退（移動）したりするだろう。しかし賃労働者は、通常の商品の販売者のように行動することはできない。ごく低賃金ならば仕事はあるかもしれない。赤字の出る水準まで、すなわち生活費（労働力の再生産費）以下に労働力商品の価格（賃金）を切り下げれば、販売可能かもしれない。しかし労働力商品以外売すべきものを持たない労働者は、それではたちまち生活が行き詰まる。

そのため労働者は、労働力商品の販売カルテルとも言うべき労働組合を組織し、その合法化を志向する。これは、自動調節的な市場の原理から外れた行動である。市民的権利を近代的シティズンシップの基礎に置くマーシャルは、したがって、産業的シティズンシップに対して必ずしも肯定的な態度を取らなかった。マーシャルの福祉国家構想では、資本主義市場が生む格差や貧困（社会的階級）は、最低生活を送る国民の平等な権利（社会的シティズンシップ）により受忍されるはずである。最低生活が満足しうる水準ならば、市場にもとづく不平等はそれほど問題にならなくなるだろうというのが、マーシャルの楽観的見解である。

市場の不平等が問題とされなくなるという一方、マーシャルは資本主義的市場の存続は前提としていた。市場は残しながらも、国家が住宅や教育、疾病・失業扶助などの社会的権利を保障する。すなわち、ポラニーが言う擬制商品（労働や土地）は、完全に市場化できないことを、マーシャルの議論は前提としている。とはいえ自由主義的シティズンシップ論と呼ばれるその議論は、自動調節的な市場という大前提を否定しない。そのため、一種のカルテルである産業的シティズンシップは、「最低生活を送れるだけの賃金を社会的権利として受け入れているような社会」を前提としながら、あくまで副次的・限定的なものとして扱われる。

マーシャルの構想では、20世紀の福祉国家ではシティズンシップの市民的要素・政治的要素・社会的要素が出そろい、全市民（国民）に普遍的に権利が付与される。19世紀には限定的だった政治的権利が普遍化した

もとは、最低生活の保障は、市民的権利の集合的行使たる団体交渉権(産業的シティズンシップ)によってではなく、政治的権利の行使によってその水準が決定されればよい。すなわち、みなが合意できる生活水準を保障する社会的権利は、みなが参政権を保障された代議制民主主義のもとで適切に設置することができるはずだ。自由市場の原則に抵触しがちな産業的シティズンシップで最低生活の保障を実現するよりも、その方が正当であるというのがマーシャルの見解である。

ただし産業的シティズンシップは消え去ったわけではなく、代議制民主主義を補完するものとして発展した。「シティズンシップと社会的階級」ではすでに、労働組合の団体交渉は単なる経済交渉ではなく、「主要な争点においては、いわば政策をめぐる共同の討議のようなものに転化している」ことが指摘されている(マーシャル・ボットモア 1993: 89)。西欧諸国ではその延長線上で、いわゆるネオコーポラティズムのもとでの労働組合の政策決定過程への参加が進展した。福祉国家政策のもと普遍的な社会的権利が整備されるとともに、産業別の労働協約が組合員以外の多くの労働者にも適用されるようになる。

それは、国家独占資本主義とも呼ばれた新たな資本主義のあり方であると同時に、自由市場によって掘り崩された古いコミュニティにおける社会的シティズンシップを、福祉国家や労働組合という新たなコミュニティ——これらはアソシエーションであるとも考えることもできるが、ここではシティズンシップの地位身分を保障する共同社会という意味合いでコミュニティと呼びたい——により実現しようとする、人々の防衛反応によるものだった。

福祉国家の時代に完全な平等が実現されたわけでは、もちろんない。福祉国家は、国民国家・産業資本主義・近代的家父長制という基盤にもとづくものであり、戦後世界の確固たる国民国家の境界による厳しい移民制限などの「外部の排除」、自国民で健全な男性産業労働者が一級市民で、女性や障害者、民族的少数派らが二級市民であるという「内部の排除」を伴

うものだった（亀山 2011）。とはいえ福祉国家が限界をはらみながらも、そして限られた地域の限られた時代だけとはいえ、ある程度の安定をもたらしたのもまた確かだろう。しかし、その安定は永く続くものではなかった。

3 日本型産業的シティズンシップの形成と変容

日本における社会的シティズンシップが西欧諸国に比較して弱体なのは、多くの論者の指摘するところだ。医療保険や年金はある程度水準だが、公的な住宅や高等教育などの分野では貧弱さが目立つ。生活保護の補足率は低く、受給者には厳しい目が向けられる。政府の予算規模の GDP 比や公務員数も国際比較すると高い水準とは言い難く、相対的には「小さな政府」である。西欧では資本主義化に対抗する社会的シティズンシップの新たなコミュニティとして福祉国家が形成されたが、日本ではそうした発展はみられなかった。しかし日本においても、急速に進展する産業資本主義化に対抗する動きはそこここに現れた。ただし、それは西欧や北米とは異なる形をとった。日本における特有の社会的シティズンシップのあり方には、日本型の産業的シティズンシップが大きく影響している。

日本型産業的シティズンシップは、長期雇用制度（終身雇用制度）、年功賃金制度（年功序列制度）、企業別組合の三つを特徴とする日本型雇用システムを基盤とする。このシステムにもとづき、市場化に対抗する、一種の社会的シティズンシップが受動的に形成された。企業をコミュニティ化し、明確なメンバーシップを形成し、そのメンバー（および家族）には地位身分に付随する社会的権利の実質を付与するのである。正社員には安定的な身分とともに、社宅・寮、家族手当や、幅広い福利厚生が提供される。そのかわりに、正社員は会社への忠誠を尽くし、長時間労働も広域の転勤もいとわない。

濱口桂一郎（2009）によれば、日本以外の国では雇用契約は特定の職務

(ジョブ)を単位とする。それに対して日本での雇用契約は特定企業のメンバーになることを意味する。法的には一種の地位設定契約あるいはメンバーシップ契約であり、雇用者側にはメンバーシップの維持の義務が生ずると見なされ、終身雇用などの日本的雇用の特徴が生み出される。

自由な労働市場の形成というもくろみは、もともと販売するための商品として生み出されたわけではない労働力を商品にするという無理を抱えている。商品ならば、価値が生産費よりも下がったり、全く売れなかったりすることは当然ありうる。そうした事態への対応として、20世紀の西欧諸国はジョブ単位の雇用契約という労働市場の擬制を保ちながら、福祉国家というコミュニティを形成して、成員(国民)の最低生活を保障しようとした。それに対して日本は、企業体をコミュニティとして成員(正社員とその家族)の生活を保障しながら、企業内にいわゆる内部労働市場を形成して人材の適正配置を行おうとした。日本企業、とくに大企業の場合、勤務地や職務ががらりと変わるのが珍しくないことは、しばしば海外の人々から奇異の目で見られる。日本以外の国が企業外の労働市場(外部労働市場)で実施していることを、企業内で行ってきたのである。本稿では、企業を一つのコミュニティとして、社員や家族の社会的権利の内実までも企業単位で保障するあり方を、日本型産業的シティズンシップと呼ぶ。職業(ジョブ)移動という市民的権利の一部までもが、内部労働市場としてそこには組み込まれている。

こうした企業のあり方は、日本経済の好調時には「日本的経営」としてもてはやされたが、1990年代以降の景気低迷期には成長を阻害する要因として批判されるようになった。1995年には日経連(当時)が「新時代の『日本的経営』——挑戦すべき方向とその具体策」と題した、よく知られる報告書を発表する。同報告書によれば、被雇用者は①長期蓄積能力活用型、②高度専門能力活用型、③雇用柔軟型にグループ分けされ、従来の正社員を絞り込んだ管理職候補の①は長期雇用し昇給・昇進させるのに対して、専門職の②、一般職の③は有期雇用で昇給は想定されない。こうし

たグループ化は「雇用ポートフォリオ」と称され、雇用の流動化により人件費削減をはかろうとする企業行動の指針となった。

報告書が発表されたのが1995年だったため、こうした人件費削減案は1990年代のいわゆるバブル崩壊後の景気後退に対応するものだったと思われるがちだ。しかし、報告書発表当時の日経連の担当常務理事である成瀬健生は、雇用ポートフォリオという概念は1980年代から打ち出されていたもので、その背景には人口の高齢化と急速な円高という二つの大きな問題があったという。年功賃金制度のもと、高齢化は人件費や退職金、さらには年金などの社会保障費の負担増につながるということは、当然ながら早くから懸念されていた。それに加え、プラザ合意（1985年）から2年足らずで、1ドル＝240円から120円になるという円高の急進展は、企業経営を直撃した。国際的にみれば、人件費が2年で2倍になったことになる。輸出産業はコスト高で国際競争力を失い、国内向けの産業も相対的に安価な海外製品に太刀打ちできなくなる。当時の日経連は、こうした問題の克服には相当長期のデフレ不況が不可避だと予測していた。それを乗り切るための方策としては全般的な賃金切り下げ（ベースダウン）もあり得るが、それは現実的でないと考え、雇用ポートフォリオを80年代後半から提案したのだという（成瀬2014）。

しかし、デフレ不況は大方の予想を超え長期化し、為替相場はリーマンショック（2008年）時には1ドル＝80円水準にまでなった。1985年当時、非典型（非正規）雇用は約15%だったものが、2013年には37%にまで拡大した（総務省「労働力調査」）。それに伴い、企業別で正社員中心の労働組合組織率は、1985年当時には約3割だったものが、2013年は18%足らずにまで低下している（厚生労働省「労働組合基礎調査」）。労働組合の組織率低下は、諸外国でも共通した傾向ではある。しかし、日本は労働協約のカバー率（労働組合への加盟の如何を問わず団体交渉による協定のもとにある労働者の割合）が、西欧諸国に比べると低い。EU主要国では、労働組合の組織率低下にもかかわらず、依然として産業別協約が大きな影

響力を保っている（鈴木 2011）。ドイツ、フランス、北欧諸国が6割から9割、EUでは例外とされるイギリスでも三分の一程度と、労働組合の組織率を大きく上回る割合の労働者が労働協約でカバーされている。それに対して、日本では労働組合の組織率よりやや低い程度の労働者しかカバーされていない（OECD 2014）。

こうした西欧と日本の状況を概念的に示したのが、図1と図2である。いずれの図でも、色の付いた部分が労働条件を守る枠組みを示している。

図1に示したように、西欧諸国では労働組合は産業別で、また労働協約が適用される範囲が広い。さらに、福祉国家的な社会的権利の水準が高い。若年者やシングルマザーなど脆弱な層にリスクが集中しやすいのはどの国も同じだが、セイフティネットの役割を果たす制度が多重であるため、日本のように仕事を失うと同時に最低限の生活が危うくなることは少ない。近年の政策的な課題は、そのセイフティネットを移民なども含む、リスクを抱える多様な人々を労働市場に包摂するような教育訓練を伴うものにするに置かれる。典型的なのは1990年代のイギリス新労働党「第三の道」路線で、ドイツや北欧諸国などでも同様の政策傾向が見られる。とともに、それが福祉国家的な再分配を否認することにつながるとの批判もある（亀山 2007）。

それに対して図2に示したように、日本では各社の正規メンバーとしての正社員を中心に組合が組織され、非正規雇用者の多くは未組織である。産業別の組合運動が発達しなかったことを背景に、労働協約の対象は狭く、その適用範囲は正社員の組合の範囲とほぼ重なる。国民国家の外延にもとづく福祉国家的な保障も十分でない。従来の日本社会では、家族や親族・地域共同体がセイフティネットの役割を果たしていたが、その役割が縮小し、若年者やシングルマザーなどがたやすく貧困に陥っている。移民や難民はそもそも少数だし、技能実習制度のように、通常の雇用契約の埒外に置かれることが多い。そうしたもと、非正規雇用を会社を超えて組織する地域ユニオンのような個人加盟の組合の役割が期待されるが、その組織率や影響力はまだまだ小さい。

図1 ジョブ型雇用システム（西欧諸国）

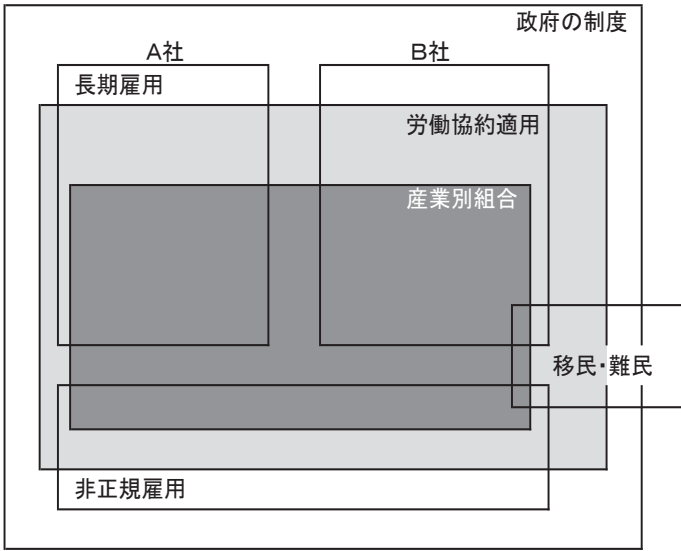


図2 メンバーシップ型雇用システム（日本）

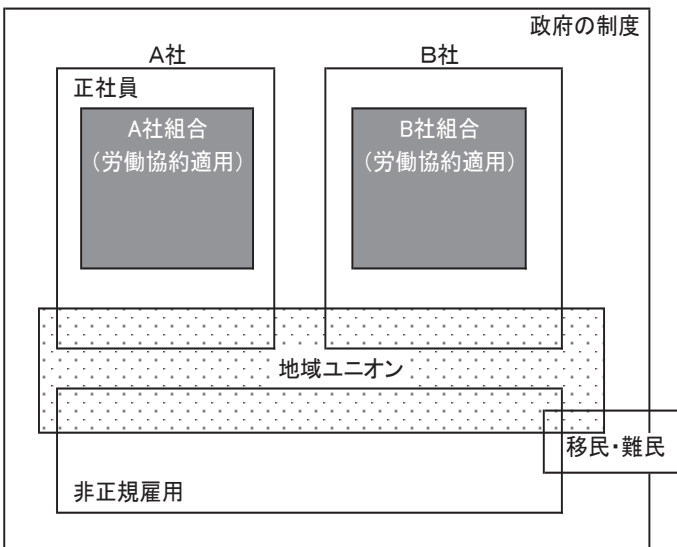


図3 国民国家と世界

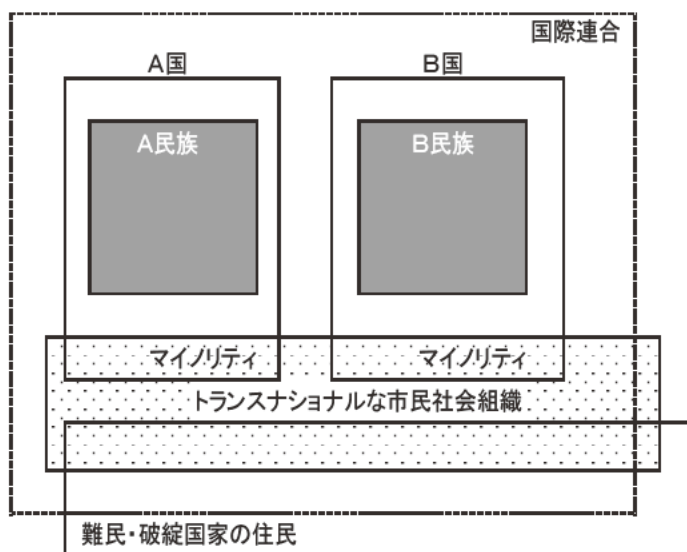


図2であらわしたような日本の政府と産業的シティズンシップの構造は、図3に示したように、現在の国民国家と世界の構造との共通性を持つ。この同型性は、単なる見立てではない。21世紀のいま、国民国家のような、あるいは日本の企業のような、20世紀に形成された社会的シティズンシップを保つためのコミュニティが、グローバルにもドメスティックにも強まる市場化圧力のもと動揺しているのだ。

図3における「民族」(nation)と「国家」(state)の外延は、かつての国民国家(nation-state)という概念においてはほぼ一致していた。マーシャルはこれを前提に、衰退した旧来のコミュニティに代わる、成員が最低生活を保ちうる新たな、しかし同質なコミュニティとして、社会的権利を軸とする福祉国家を構想した。その背景には第二次世界大戦後、第三世界では旧植民地が相次いで独立し、普遍的な人権が世界規模で実現されるという展望があった。世界が民族自決を果たした国民国家に分かたれ、各

国内で国民の権利が保障されれば、世界中で人権が保障されることになる。世界は民族ごとの国家（nation-state）に分かたれていても、いや分かたれているからこそ、人権保障は国際的（inter-national）に実現されるという構想である（亀山 2011）。日本国民の人権は、全ての人がいずれかの会社の正社員（かその家族）になればあまねく保障されるはずだという発想と、これは相似している。

人権の普遍化にあたっては、かつてはむしろ図 1 のような構造の世界化が構想されていたといえる。外延としての国連とともに、国際的な労働運動や国際労働機関（ILO）のような組織が強化され、国際協約が影響力を広げ、社会的権利をはじめとする 20 世紀的な人権の保障が世界規模で実現されていくという構想である。欧州連合（EU）は、ヨーロッパ地域でそうした構想を実現しようとしたものであった。EU という外延が構築され、各国共通のルールが共有されることが目指されたのである。しかし、EU 内ですら労働に関する共通ルール策定は困難を極めている。他の地域では、よりいっそう難しい。グローバル化の進展は、以前は国家の壁で排除されていた「非市民」（外国人）を増加させ、「二級市民」（国内のマイノリティ）の問題とともにますます課題を多くしている。国民国家が形成され得ない破綻国家の存在も大きな問題になっている。

そのため、国内でも国際的にも、政府や市場とは区別される市民社会組織への期待が高まっている。20 世紀の日本企業や国民国家に代わるものとして、旧いコミュニティを横断するようなアソシエーション、すなわち例えば地域ユニオン（図 2）、あるいはトランスナショナルな市民社会組織（NPO や NGO など。図 3）に期待が集まっているのだ。しかし、それらがどの程度の役割を果たすのかははっきりしないし、少なくとも当面政府や市場ほどの影響力を持つことは考えられない。外延となる枠組み（福祉国家的な国民国家や、かつては世界政府化することも期待された国連）もまた揺らいでいる。

20 世紀末から 21 世紀の現在にかけて、ローカル・ナショナル・グロー

バルの諸水準で、自由市場を形成することが問題解決だと主張する新自由主義が主導権を握り続けている。世界的な恐慌や大戦を経て20世紀中盤に構想された、単一のネーションを前提とした国民国家や均質な正社員を成員とするコミュニティとしての日本企業を、人々の包摂の基本的な枠組みになると考えることはすでに難しい。ナショナリズムの強化や、再度の正社員化が根本的な解決策とは考えがたい。しかし、国民国家や正社員中心の企業経営はいまも存在しているし、国家や企業以外の有力なアクターがはっきりと姿をあらわしているわけではない。

19世紀から20世紀にかけて、社会の不安定化や社会主義運動、また人々を兵士として強制的に動員する総力戦に対応し、社会政策による社会的権利の保障が進んだ。20世紀の中盤、福祉国家政策や日本的経営はある程度の安定をもたらしたが、総力戦体制や社会主義体制が終焉した20世紀末以降、社会的シティズンシップの枠組みが揺らいでいる。そのもとで、グローバルな自由市場の構築を主張する新自由主義が力を得ているが、労働力の商品化を急速かつ全面的にすすめることは、強い反動を生み出さざるをえない。そもそも無理がある自由市場の形成に対抗して社会的シティズンシップを構築しようとする動きは、不可避的に、また自然発生的に起こらざるをえない。利害や価値観を共有する人々が大小さまざまな集団をつくり、なんとか最低限の生活を送る仕組みを作っていくとするだろう。

ただそれらは、理性的な市民社会組織とは限らない。再配分にもとづく社会的シティズンシップは、規範的な公正の要請にもとづくものだと思うれがちだ。そのため、理性的な主体が構築するアソシエーションが、新たな社会的シティズンシップを形成するとの期待なり予測なりが生まれる。しかし、歴史的にも社会的シティズンシップは必ずしも合理的で目的意識的な構想によって形成されるものではないことは、すでにみた。現在の紛争地域では原理主義的な宗教組織が医療や教育の制度、すなわち社会的シティズンシップの実質をつくり、住民の支持を得る例もしばしばみられ

る。排外主義的なナショナリズムを伴う福祉国家防衛の訴えもあらわれている。

シティズンシップは境界のあるコミュニティを必要とするため、必ず排除を伴う。そのあり方が公正という規範にかなうかどうかは、シティズンシップとは別の原理に基づいて判断されなければならない。その原理は、例えばより規範性を高めた「人権」概念かもしれない（Turner 1993, 1997）。あるいは規範性とは別の原理を見いだす必要があるのかもしれない。シティズンシップのあり方とともに、そうした「別の原理」のあり方について考察することが課題になる。

【文献】

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困』岩波書店.
- Beck, Ulrich, 2003, "Toward a New Critical Theory with a Cosmopolitan Intent", *Constellations*, Vol.10 (4) : 453-68.
- エスピン・アンデルセン, G. ・レジニ, M(編), 2004, 佐賀一道・北明美・白井邦彦・澤田幹・川口章訳『労働市場の規制緩和を検証する』青木書店.
- 濱口桂一郎, 2009, 『新しい労働社会』岩波書店.
- ヒーター, D., 2002, 田中俊郎・関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店.
- 樋口陽一, 1996, 『人権』三省堂.
- 岩田正美, 2007, 『現代の貧困』筑摩書房.
- 亀山俊朗, 2007, 「シティズンシップと社会的排除」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社.
- 亀山俊朗, 2011, 「シティズンシップとそのコミュニティ」木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編『変容するシティズンシップ』白澤社.
- 木前利秋, 2011, 「シティズンシップの再編と『諸権利を持つ権利』」木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編『変容するシティズンシップ』白澤社.
- マーシャル, T.H., ポットモア, T., 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』, 法律文化社.
- 水島宏明, 2007, 『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』, 日本テレビ.
- 成瀬健生, 2014, 「雇用ポートフォリオ提言とこれからの雇用問題」『月刊レポートDIO』295号.

- OECD, 2014, *Economic Policy Reforms*, OECD.
- 岡野八代, 2003, 『シティズンシップの政治学』白澤社.
- 大竹文雄, 2005, 『日本の不平等』, 日本経済新聞社.
- ポラニー, 2009, 野口健彦・栖原学訳『大転換』東洋経済新報社.
- 鈴木宏昌, 2011, 「EU 主要国における団体交渉と賃金決定——制度の持続性と変化」『日本労働研究雑誌』611号.
- 橘木俊詔, 1998, 『日本の経済格差』, 岩波書店.
- 橘木俊詔・浦川邦夫, 2006, 『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- Turner, B. S., 1993, “Outline of a Theory of Human Rights”, *Sociology*, Vol.27 (3). Reprinted in: Bryan S. Turner and Peter Hamilton eds., 1994, *Citizenship: Critical Concepts volume II*, London: Routledge, 461–82.
- Turner, B.S., 1997, “Citizenship Studies: A General Theory”, *Citizenship Studies*, 1 (1).